

令和3年度 寒河江市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業効果検証結果

No.	交付対象事業の名称	事業概要	総事業費 (円)	交付金充当額 (円)	事業 始期	事業 終期	事業の効果 ①実績及び効果 ②交付金を充当した経費内容 ③事業の対象
1	感染症対策事業	山形県独自の緊急事態宣言の対象となった寒河江市において、濃厚接触者の対象とはならなかったが感染の恐れがある市民に対し無料でドライブスルー方式でのPCR検査を行った。	19,846,000	7,333,000	R3.4	R3.12	①感染を早期に確認することで感染拡大の防止が図られた。 ②検査キット等消耗品 240千円 検査及び集配作業委託 623人分×13,750円=8,567千円 診断等業務委託 132千円 会場運営委託費 10,907千円 ③寒河江市民及び市内事業所に就業している方
2	地域経済緊急対策事業	山形県独自の緊急事態宣言の対象となった寒河江市において、感染拡大防止のため、営業時間短縮の協力要請を行った飲食店等に対して協力金を支給した。	120,250,000	19,962,000	R3.4	R3.12	①新型コロナウイルス感染症による営業時間短縮(13日間)により売上が落ち込んだ185事業者へ協力金を支給したことにより事業継続が図られた。 ②感染症拡大防止協力金50,000円×13日×185事業者 ③市内事業者 185事業者
3	地域経済緊急対策事業	山形県独自の緊急事態宣言の対象となった寒河江市において、感染拡大防止のため、営業時間短縮の協力要請を一週間市独自に延長し、要請に協力した飲食店等に対して協力金を支給した。	25,900,000	21,992,000	R3.4	R3.12	①新型コロナウイルス感染症による営業時間短縮(市独自延長7日)により売上が落ち込んだ185事業者に協力金を支給したことにより事業継続が図られた。 ②感染症拡大防止継続協力金20,000円×7日×185事業者 ③市内事業者 185事業者
4	地域経済緊急対策事業	山形県独自の緊急事態宣言による外出自粛要請により売上減少等の影響を受けた事業者に対して緊急事態宣言等影響緩和一時支援金を支給した。(上記感染症拡大防止協力金受給者は除く。)	65,349,000	52,280,000	R3.4	R3.12	①山形県独自の緊急事態宣言による外出自粛要請により売上減少等の影響を受けた事業者186件に緊急事態宣言等影響緩和一時支援金を支給したことにより事業継続が図られた。 ②緊急事態宣言等影響緩和一時支援金 65,349千円 ③市内事業者 186事業者
5	地域経済緊急対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売り上げが大幅に減少している市内事業者を支援するため、キャッシュレス決済型プレミアム付きの商品券と紙のプレミアム付き商品券を発行した。	176,678,000	141,350,000	R3.7	R4.3	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け売り上げが大幅に減少している市内事業者の事業支援と市民への経済的支援が図られた。 ②商品券プレミアム負担分、事務委託費 ③寒河江市民及び市内勤務者
6	商工業資金融資円滑化事業	新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に融資した山形県及び寒河江市の制度融資の利子補給及び信用保証協会への保証料を補助することにより市内中小企業の支援を行った。	121,144,002	50,257,000	R3.4	R4.3	①市内中小企業の資金繰りの支援を行ったことにより事業継続と雇用の継続に資した。 ②利子補給及び信用保証協会への保証料 ③市内中小企業等
合計			529,167,002	293,174,000			